

戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託プロポーザル
における質問と回答について

No.	質問事項	回答
1	<p>様式11：特定テーマ</p> <p>要求水準書等より埋設廃棄物の存在が敷地全域に認められる中、その強熱減量試験又は熱しゃく減量試験により、有機物含有量を確認している結果がございましたらご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>強熱減量試験又は熱しゃく減量試験は実施してございません。</p>
2	<p>様式11：特定テーマ</p> <p>地質調査結果の中に沖積層が確認されている場合、シルト層に対する圧密試験結果がございましたらご提示をお願いできないでしょうか。また、圧密沈下対象層となるシルト層に関し、現時点で想定されている工法についてご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>圧密試験結果は、「戸塚環境センター地質調査委託 報告書 平成29年3月」内の試験結果を参照ください。</p> <p>シルト層の圧密沈下防止については、現時点で対策を講じる想定をしておりません。</p>
3	<p>様式11：特定テーマ</p> <p>浸水対策として盛土を計画されている場合、全域に渡る埋設廃棄物の存在を考慮し、その盛土の厚さは何mであるか、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>現時点では浸水対策として、盛土を実施する計画はございません。</p>
4	<p>基礎構造について</p> <p>新設施設の基礎構造の提案内容については、実施設計での協議を前提に現時点で想定されている工法についてご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>一部基礎については、既存杭や廃棄物による施工への影響を抑えるため、耐圧盤による基礎の構築を予定しております。</p>
5	<p>既存杭の扱いについて</p> <p>既存施設において杭構造が採用されております中、既存杭の解体にかかる監理も本業務に含まれると解してよろしいでしょうか。また、実施設計による</p>	<p>既存杭を解体する場合の監理について、お見込みのとおりです。</p> <p>また、既存杭については、関係機関と協議の上、可能な限り有用物として利用する予定です。</p>

	協議を前提に既設杭を流用する計画が ございますでしょうか。	
6	特別高圧受電方式について 添付資料-23.「特別高圧変電所建替え 計画について」にて複数案をお考えで いらっしゃいますが、可能でしたら現 時点での想定をご教示いただけないで しょうか。	現在地における建替えを想定して おります。
7	説明会等への対応 住民説明会及び建築設計において景観 形成委員会への諮問が必要な場合等、 外部組織への立会につきまして、貴市 の指示により必要な支援を実施するも のと解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	工事監理者 工事に先立ち法令に基づき提出が必 要となる工事監理計画届書に記載する 工事監理者の選任は、当業務に配置す る建築担当より行うものと解してよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	告示：技術提案書及び見積書の受付 技術提案書の提出部数について『別途 指示』と記載がありますが、何部提出 すればよろしいでしょうか。	提出部数は別途通知致します。
10	様式 12 参考見積書 について。 見積書提出の際には様式12と別に内訳 書の提出も必要となりますか。	原則不要ですが、任意でご提出いた だくことは問題ございません。
11	提案書の提出方法について。 実施要領によると、「技術提案書 別 途指示、見積書 1 部、電子データ 1 部 と記載がございますが、技術提案書 (様式 8 ~ 11) については何部提出い たしましょうか。又、提出の際の体裁 (ファイル綴じ、ホッチキス綴じ等) については応募者の判断にて決定して	提出部数は別途通知致します。 また体裁については、応募者の判断 によるものとします。

	よいでしょうか。	
12	<p>告示（川口市告示554号）「7. 評価基準」によると、実施体制（様式6-1、6-2）については、一次審査及び二次審査の双方で審査対象になるとされています。一方、告示「5. 手続き等に関する事項（5）技術提案書及び見積書の受付」では、③提出書類として、様式8～様式12とあり、実施体制に係る様式6-1及び6-2の提出は規定されておりません。以上を踏まえ、次の事項について御教示頂けますでしょうか。</p> <p>1. 二次審査における評価項目の一つである実施体制については、参加表明書提出時に提出した様式6-1及び様式6-2を以って評価するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 参加表明書提出時から技術提案書提出時の間、実施体制について変更が生じた場合、様式6-1及び6-2の再提出は可能でしょうか。なお、この場合、参加表明書提出時に提出した実施体制を遵守したうえで、さらに必要と考えた担当技術者等を加筆するものとしします。</p>	<p>1. お見込みのとおりです。なお、様式6については一部の事項を一次審査の対象としております。</p> <p>2. 1のとおり、一次審査にて評価を完了している項目があることから、再提出は認めないものとしします。</p>